

AIG損保

ご本人や同行者が急病やケガなどで入院した場合に負担した、次の費用を補償します。

●旅行に行けなくなってしまった時のキャンセル費用

●途中帰国しなければならなくなった時などの帰国費用

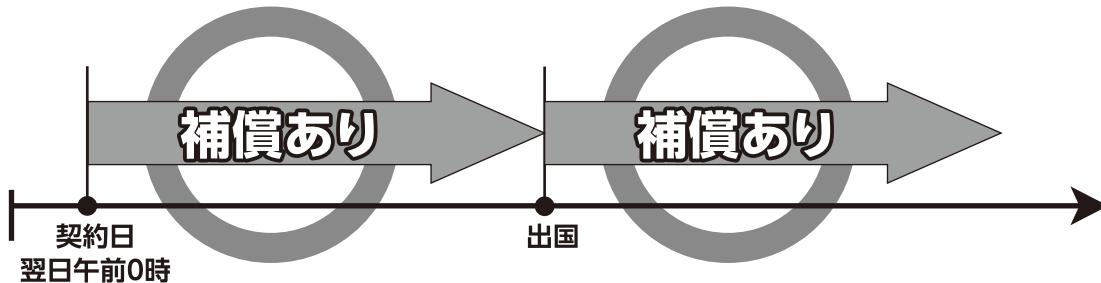


旅行変更費用補償をセットしておけば  
弊社が上記費用を保険金としてお支払いします。



旅行変更費用補償特約とは、企画旅行などにおいてご本人や同行予約者\*の入院等で、旅行を中止した場合のキャンセル費用や、旅行を中断し、帰国した際の帰国費用などを補償する特約です。

\*被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で、被保険者に同行する方



- ご注意**
1. 保険料領収前または契約日以前に保険金をお支払いする場合に該当する事由\*が既に発生していた場合は、補償の対象外となります。  
※死亡・危篤・入院等の場合はその原因となったケガの発生や病気の発症をいいます。
  2. 上の図のように、本特約開始は契約日の翌日の午前0時に始まりますのでご注意ください。
  3. 旅行行程開始前に解約される場合は、お支払いいただいた保険料から、この補償の特約保険料を除いた保険料を返還します。

### ■保険金額・保険料表(旅行変更費用補償特約)

企画旅行の場合は旅行代金を目安に、それ以外の場合は帰国便の運賃を目安に保険金額を設定して下さい。

- ご注意**
- ファミリープランにオプションとして当特約をセットされる場合、支払われる保険金は家族全員でご契約された保険金額が限度となりますので、設定の際にはご注意ください。この表に記載のない保険金額をご希望される場合は、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

保険期間	保険金額(支払限度額)				
	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円
1日まで	270円	410円	550円	680円	820円
2日まで	280円	410円	550円	690円	830円
3日まで	280円	420円	560円	700円	840円
4日まで	280円	420円	560円	710円	850円
5日まで	290円	440円	580円	730円	870円
6日まで	300円	450円	590円	740円	890円
7日まで	300円	450円	610円	760円	910円
8日まで	310円	460円	620円	770円	930円
9日まで	320円	470円	630円	790円	950円
10日まで	320円	480円	650円	810円	970円
11日まで	330円	490円	660円	820円	990円
12日まで	340円	500円	670円	840円	1,010円
13日まで	340円	510円	690円	860円	1,030円
14日まで	350円	520円	700円	870円	1,050円
15日まで	350円	530円	710円	890円	1,060円
17日まで	360円	540円	720円	900円	1,080円
19日まで	370円	560円	750円	940円	1,120円
21日まで	390円	580円	770円	970円	1,160円

裏面もご確認ください。

## ■保険金のお支払い例

### ①出国前：キャンセル費用をお支払いします。

(例)5月1日出発の20万円の旅行を4月10日に申し込んだが、4月20日にご本人がケガで3日間入院し、出国を中止した場合

$$20\text{万円} \times 20\% = 4\text{万円}$$

【参考】旅行業約款 海外旅行に係る取消料  
旅行開始日の前日起算  
30日目～3日前…旅行代金の20%

### ②出国後：帰国費用などをお支払いします。

(例)5月1日から5月10日までの旅行期間(保険期間)の企画旅行(保険金額20万円で契約した場合)に参加中、ご本人がケガで入院し、5月6日に途中帰国した場合

$$\begin{array}{c} 10\text{万円} \quad | \\ \hline \end{array} \text{または} \begin{array}{c} \text{帰国} \text{のための} \\ \text{航空運賃等交通費など} \end{array}$$
$$20\text{万円} \times \frac{5\text{日}}{10\text{日}} = 10\text{万円} \leftarrow$$

旅行変更費用  
保険金額\* ×  $\frac{\text{旅行日程のうち、中途帰国した日以降の日数}}{\text{旅行日程の日数}}$  = お支払いする  
保険金  
\* 旅行代金を超えるときは、旅行代金を保険金額とします。

## 旅行変更費用補償特約の概要

- この旅行変更費用補償特約は、海外旅行保険にセットしてお引き受けします。この特約のみのお引き受けはできませんのでご了承ください。
- ここに記載されている事項は、この特約の概要を記載したものであります。詳細につきましては、別途お渡しする約款をご覧ください。
- ここに記載されていない他の特約につきましては、重要事項説明書に記載の概要をご覧ください。

### 旅行変更費用補償特約

被保険者が次の事由により出国を中止した場合、または出国後の旅行行程中に旅行を中途で取りやめ帰国した場合に、負担した費用をお支払いします。(ご契約の保険金額限度)

- ①被保険者、同行予約者<sup>(※1)</sup>、被保険者、同行予約者の配偶者または3親等以内の親族が亡くなったとき、または危篤になったとき
- ②被保険者、同行予約者がケガや病気で入院(出国前の場合は継続して3日以上入院)したとき
- ③被保険者、同行予約者の配偶者または2親等以内の親族がケガや病気で14日以上継続して入院したとき<sup>(※2)</sup>
- ④被保険者、同行予約者が搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明または遭難したとき、または急激かつ偶然な外来の事故により捜索・救助活動が必要なとき
- ⑤被保険者、同行予約者が搭乗中の航空機もしくは宿泊機関などに収容される家財が火災、台風、水災などにより100万円以上の損害を受けたとき
- ⑥被保険者、同行予約者が証人または評価人として裁判所に出頭するとき
- ⑦被保険者、同行予約者が訪れている渡航先またはこれから訪れる予定の渡航先において次の事由が発生したとき
  - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - 戦争・革命・内乱・暴動、テロ行為
  - 利用予定の運送機関もしくは宿泊機関などの事故または火災
  - 日本国政府の退避勧告などの発出
- ⑧日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられたとき
- ⑨災害対策基本法にもとづく避難指示などが公的機関から出されたとき

(※1)同行予約者とは、被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で、被保険者に同行する方をいいます。

(※2)14日経過前に死亡した場合を含みます。

#### 【お支払いする保険金】

次の費用の額をお支払いします。

##### ①企画旅行で中途帰国した場合

$$\text{ご契約の保険金額}^{(※3)} \times \frac{\text{旅行日程のうち、中途帰国した日以後の日数}}{\text{旅行行程の日数}}$$

(※3)旅行代金を超える場合は、旅行代金を保険金額とします。

##### ②①以外の場合

- ・取消料、違約料、旅行業務取扱料などの名目で旅行業者などに支払った費用
- ・渡航手続費(査証料、予防接種料など)として支払った費用

(注1)企画旅行で旅行代金に帰国料のための航空券などの費用が含まれている場合、または帰国のために利用する航空券もしくは乗船券を既に予約・購入している場合で、中途帰国したときの帰国費用が前記①または②の費用を上回るときは、次の帰国費用をお支払いします。(ご契約の保険金額限度)

・航空運賃など通常経路による交通費

・ホテルなどの客室料(14日分限度)および諸雑費(合計で20万円限度)

(注2)前記②の費用には今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受ける額および出国中止または中途帰国した後に使用できるものに対する費用を除きます。

#### ●次の事由により「保険金をお支払いする主な場合」①～⑤のいずれかに該当したことにより負担した費用

・故意または重大な過失

・自殺行為、犯罪行為、闘争行為

・自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転([保険金をお支払いする主な場合]⑤の場合を除く)

・特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登攀、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)

・日本国内の地震・噴火またはこれらによる津波

・戦争・革命・内乱・暴動

・放射線照射、放射能汚染

●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

●保険料領収前または契約日以前に「保険金をお支払いする主な場合」①～⑨の事由が生じていた場合、または「保険金をお支払いする主な場合」①～③の原因(死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病)もしくは⑧の原因(隔離の原因となった感染症の発病)が生じていた場合

保険金を  
お支払いする  
主な場合

保険金を  
お支払いしない  
主な場合

●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくな、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。  
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書([契約概要]「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

# AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門 4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは